

# 育成協会だより

## 2024年秋、「社保106万円の壁」出現に備えて

### 壁のしくみを知りましょう

「103万円の壁」——配偶者の扶養に入って働く方が、所得税非課税で得られる年収の限度額が103万円です。扶養している方も配偶者控除を満額受けることができます。

最低賃金の引き上げに伴い、この限度額内で働ける時間は短くなる一方、2024年10月から、厚生年金被保険者数が51人以上の事業所に、以下の加入条件を満たすパートやアルバイトの方は社会保険加入が義務化されます。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること（従来は30時間以上）。
- ② 雇用期間が2ヶ月以上であること。
- ③ 給与額が8万8千円以上（年収換算で106万円以上）であること。
- ④ 学生ではないこと。



—条件③により、「106万円の壁」が新たに出現します。

### 壁を超えるべき？超えないべき？

従業員が社会保険に加入をすれば、労使共に保険料が発生し、会社の負担が増大するとともに、税扶養の範囲を越えてでも極力収入を増やしたいと考える従業員にとっては悩ましい壁かもしれません。

しかしながら社会保険加入によるメリットもあります。扶養内で働いては受けられない保障、「傷病手当金」を受けられる、基礎年金以上の老齢・障害・遺族厚生年金が受給できるなど、いざという時にこれまでの扶養者に頼らず、社会保険加入当事者として本人の保障を受けることが可能となります。

社会保険料の負担増と保障による安心。対象となる従業員の方と個別面談等で事前に話し合い、

- 壁を越えない範囲で勤務することを徹底するか
- 壁を越えて社会保険に加入し、より主戦力として活躍してもらえるか

を確認しておくといでしょう。

### 壁超えには万全の備えを

加入の選択をした場合は、会社負担分の保険料は必要コストとして今年度中に予算組するなどしておく必要があります。

### 国の支援強化パッケージに注目

なお、政府は時限的な措置ですが、106万円の壁に対しては企業に1人当たり最大50万円を助成し、手取り減を防ぐ対応策を、130万円の壁を超えても繁忙期など一時的な労働時間の増加による場合は扶養を抜けずにいられる制度を設けることとしています。



この社会保険適用拡大について、ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽に育成協会までお問合せください。

# 最低賃金の引き上げがありました

- (1) 10月1日以降の勤務分から適用をお願いします。
- (2) 最低賃金引き上げに伴う昇給により、前述の106万円、130万円の壁を超えてしまう可能性がありますので、ご注意ください。

## 近隣各県における令和5年度・地域別最低賃金改正の状況

都 県 名	時 間 額 (引き上げ前)
東 京	1,113円 (1,072円)
埼 玉	1,028円 (987円)
千 葉	1,026円 (984円)
神奈川	1,112円 (1,071円)
山 梨	938円 (898円)

### Q. 月給者従業員の給与が最低賃金以上か、どのようにチェックすればよいですか？

A. 月給者は、「最低賃金 ≤ 月給 (①) ÷ 1か月の平均所定労働時間数 (②)」の計算をします。

- ① 月給の中で、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時的な手当、割増賃金は除きます。
- ② 1か月の平均所定労働時間数は、(365日－年間休日日数) ÷ 12か月 × 1日の所定労働時間です。

## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

～ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降) ～

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上⇒	40.0人以上 ⇒	37.5人以上

### 障害者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)します。(令和6年4月以降)

- ▶ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。
  - ・ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
  - ・ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。
- ▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。
  - ・ 障害者介助等助成金(障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加)や職場適応援助者助成金(助成単価や支給上限額、利用回数の改善等)の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは育成協会にご相談ください。